

東日本大震災における災害廃棄物を原燃料とする  
セメントの公共事業での使用を促進するための  
インセンティブの付与について

復興庁  
国土交通省  
農林水産省  
環境省  
経済産業省

- 東日本大震災の被災地における災害廃棄物処理の推進を図るため、国土交通省、農林水産省、環境省が実施する直轄工事のうちコンクリートを主要工種に含む工事において、東日本大震災における災害廃棄物を原燃料としたセメントを使用する企業を総合評価落札方式において加点評価する取組を開始する。
- 本取組は7月以降公告手続きを開始する工事から選定し実施する。なお、既に災害廃棄物の受入れを行っているセメント工場からの供給状況を踏まえ、当面岩手県を対象地域とする。  
今後、岩手県及び宮城県の災害廃棄物処理計画において、再生利用が可能な災害廃棄物量及びセメント工場等への受け入れ要望量等が明らかとなることから、その状況や、広域処理の進捗状況を踏まえ、需給バランス等をみながら段階的に適用エリアを拡大していくこととする。
- 本取組の期間中、関係省庁間の連絡調整を密にし、環境省を中心に政府一丸となって、その円滑な運用に万全を期すこととする。
- なお、本取組の期間は平成26年3月までとする。

# 総合評価における災害廃棄物を原燃料としたセメント使用の評価

東日本大震災の被災地における災害廃棄物処理の推進を図るため、国土交通省、農林水産省、環境省直轄工事のうち、コンクリートを主要工種に含む工事において、災害廃棄物を原燃料としたセメント(対象セメント)を使用する企業を総合評価で加点評価する。

## 【対象セメント利用評価のスキーム】

対象セメント供給側による1)対象セメントが震災廃棄物由来であることの確認、2)放射性汚染に対する安全性等の確認、3)合理的価格での供給 等の措置を実施。

